

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課
根拠法令等	
【改正の概要】	
<b>1 「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲に伴う改正</b>	
<b>地方自治法</b>	
新たに生じた土地の届出等及び市町内の町・字の区域の変更届出等に係る事務を移譲	[移譲先：各市町]
<b>国有財産法</b>	
準用河川の立入り及び境界確定に係る事務を移譲	[移譲先：各市町]
<b>土地改良法</b>	
換地計画の認可等に係る事務を移譲	[移譲先：今治市、松前町]
<b>農地法</b>	
農地の権利移動の許可等に係る事務を移譲	[移譲先：宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市、松野町、鬼北町、愛南町]
<b>浄化槽法</b>	
浄化槽の設置の届出の受理等に係る事務を移譲	[移譲先：八幡浜市、上島町、愛南町]
<b>公職選挙法施行令</b>	
郵便による不在者投票の障害程度の証明に係る事務を移譲	[移譲先：各町]
<b>2 法令改正に伴う改正</b>	
<b>保健師助産師看護師法の一部改正に伴うもの</b>	条項ずれ
<b>医療法の一部改正に伴うもの</b>	事務の追加・削除等
・医療法人からの事業報告書等の閲覧事務の追加、ほか	[対象：松山市]
<b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴うもの</b>	用語の改正
・「精神病院」「精神科病院」	
<b>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の改正に伴うもの</b>	題名改正、条項ずれ
・「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」「臨床検査技師等に関する法律」、ほか	
<b>薬事法の一部改正に伴うもの</b>	条項ずれ
<b>宅地造成等規制法の一部改正に伴うもの</b>	法改正による新規事務の権限移譲等
新設された宅地造成工事の変更許可、造成宅地防災区域の指定等の権限移譲	
・造成宅地防災区域の指定事務の追加	[対象：今治市、新居浜市]
・宅地造成工事の計画の変更許可事務の追加	[対象：各市（中核市を除く）]
・新規事務に係る経由事務の追加	[対象：各町]
<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正に伴うもの</b>	条項ずれ
施行日	1、2の、 は平成19年4月1日、2の、 の改正は公布の日